

○恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の日常生活における太陽光、太陽熱その他温室効果ガスの発生の少ないエネルギー（以下「新エネルギー」という。）の効率的な利用を促進し、もって脱炭素社会の構築による地球温暖化対策に資するため、市民が自己の居住する住宅及び店舗等と兼用する住宅（以下「住宅等」という。）に新エネルギーを活用したシステムを設置することに要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の対象となる住宅用の新エネルギーを用いたシステム（以下「補助対象システム」という。）は、第6条の規定により交付の申請を行う年度が属する4月1日以降に契約をした設備のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。

(1) 定置用蓄電池システム 次の全ての事項に該当する設備

- ア 商用化され、導入実績がある設備であること。
- イ 太陽光発電設備の附帯設備であること。
- ウ 未使用品であること。
- エ リース契約の設備でないこと。
- オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 定置用であること。
- ク 蓄電池の仕様について、別表の要件を満たすものであること。

(2) 次世代自動車充給電システム 次の全ての事項に該当する設備

- ア 電気自動車を蓄電池として使用するために、電気自動車と住宅等との間で電力を充給電することを可能とする装置であること。
- イ 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者と同居する者の所有する電気自動車と居住する住宅等とが充給電することが可能な状態であること。
- ウ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されたものであること。

エ 未使用品であること。

オ リース契約の設備でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前条の補助対象システムの購入に要する費用及び設置に係る工事に要する費用とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 第10条の規定により実績報告書を提出する時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めにより本市の住民基本台帳に記録された者

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内で自ら所有し、居住する住宅等の屋根又は敷地内に補助対象システムを設置し、所有する者であること。

イ 市内で自らが居住する目的で、補助対象システムが設置されている新築の住宅等を購入した者であること。

(3) 補助対象者及びその者と同じ世帯の者が、本市における市県民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、下水道受益者負担金及び保育料（以下「市税等」という。）を滞納していない者であること。

(4) 補助対象システムについて、本市からの別の補助金、交付金等の交付を受けていない者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

(1) 定置用蓄電池システム 蓄電容量（単位をキロワットアワー表示とし、電力量に小数点以下2桁未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、1キロワットアワー当たり3万円を乗じた額とし、5キロワットアワー相当分を限度とする。

(2) 次世代自動車充給電システム 10万円

2 補助金を交付することができる回数は、第2条に規定する補助対象システムごとに住宅等1戸につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象システムの設置工事に係る見積書若しくは契約書又は補助対象システムが設置された建売住宅の購入に係る見積書若しくは契約書の写し（補助対象システムごとの購入及び設置に要する費用が確認できるものに限る。）
- （2） 対象の補助対象システムの設置場所の地図
- （3） 対象の補助対象システムの型式等が分かる仕様書
- （4） 市税等の納付状況の確認同意書（様式第2号）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（決定の通知）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかに、その内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。
（補助事業等の内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げをしようとするときは、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付決定変更（中止・取下）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等の承認を認めたときは、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付決定変更（中止・取下）承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。
（状況報告）

第9条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。
（実績報告）

第10条 交付決定者は、対象の補助対象システムの設置が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して90日を経過する日又は当該補助事業に係る第7条に規定する交付決定のあった日

の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金実績報告書（様式第7号）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１） 対象の補助対象システムの設置に係る契約書、領収書及び保証書の写し

（２） 次に掲げる写真

ア 補助対象システムを設置した住宅等の全体が分かる写真

イ 補助対象システムの設置状況が分かる写真（定置用蓄電池システムについては、住宅用太陽光発電システムとの連系状況の分かるものとし、次世代自動車用充給電システムについては、住宅等との連系状況の分かるものに限る。）

（３） 次世代自動車充給電システムと接続する電気自動車の車検証（次世代自動車充給電システムの場合に限る。）

（４） 交付決定者の世帯全員の住民票の写し

（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（補助金等の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 交付決定者は、前条の額の確定通知を受けた場合においては、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出する。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付については、当該交付決定者本人の名義の口座への振り込みとする。

（財産処分等の制限）

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、補助対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供すること（以下「財産処分等」という。）を行うときは、あらかじめ恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金財産処分等承認申請書（様式第10号）を市長に提

出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象システムを財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合においては、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、恵那市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金財産処分等承認通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 交付決定者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
- （2） 交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- 2 市長は、前項の取消しを行った場合においては、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の規定により返還を命じられた交付決定者は、その命令に係る補助金の交付を受けた日から納付の日までの日数に応じ、交付決定を受けた額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市長に納付しなければならない。

（現地調査等）

第15条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて交付決定者に対し、現地調査等を行うことができる。

- 2 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて事業の成果を示す資料の提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の保管）

第16条 交付決定者は、この補助金に関する申請書及び実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。